
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2021/11/22号 (No. 441)

【ジェットロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェットロ・香港事務所では、「中国初の業界知財ライセンス・ガイドライン団体標準が公布～標準必須特許のライセンスにも言及～」と題する記事を作成しました。

本記事は、2021年10月20日に中国電子視像行業協會が公布し、即日実施した団体標準「消費家電領域における知的財産権ライセンス・ガイドライン」に関する解説記事となります。同ガイドラインは、中国初の業界団体による知財ライセンス標準とされており、IoT家電の拡大を背景として、その内容には標準必須特許に関する記載が多くなされる等、注目すべきものとなっております。是非、ご参考いただければ幸いです。

○【香港発中国創新IP情報】中国初の業界知財ライセンス・ガイドライン団体標準が公布～標準必須特許のライセンスにも言及～

<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/beijing/2021/HK-Newsletter-20211116.pdf>

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェットロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

○ 法律・法規等

1. CNIPA、改正「専利質權設定登記弁法」を公表(国家知識産權網 2021年11月17日)

○ 中央政府の動き

1. 第10回商標五庁(TM5)年次会合が開催 CNIPAが主催(国家知識産權網 2021年11月12日)
2. 国家知識産權局、非正常専利出願の代理行為の摘発を更に強化(中国政府網 2021年11月12日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 河北省、専利侵害紛争行政裁決事件の処理に技術調査官を導入(中国保護知識産權網 2021年11月16日)
2. 北京市市場監督管理局、行政法執行分野の「十四五」計画を発表 全国初(中国打撃侵權工作網 2021年11月12日)

【華東地域】

3. 1～10月、南京市の公証機関が知財証明事項1万2000件を受理(中国保護知識産權網 2021年11月16日)
4. 上海市知識産權局と自貿区臨港管理委員會が知財活動で交流(国家知識産權網 2021年11月10日)

○ 司法関連の動き

1. 深セン檢察院、「知的財産権刑事法律保護活動白書」を発表(中国打撃侵權工作網 2021年11月17日)
2. 海南省三亜市檢察院、知的財産権保護センターを設立(中国打撃侵權工作網 2021年11月15日)
3. 「深セン法治発展報告書」が発表 知財保護各分野の成果を取りまとめる(中国打撃侵權工作網 2021年11月12日)
4. 北京知識産權法院、中国初の医薬品パテントリンケージ訴訟を受理(北京知識産權法院公式サイト 2021年11月11日)
5. 最高人民法院、虚偽訴訟の取り締まりを本格的に展開へ(最高人民法院公式サイト 2021年11月10日)
6. 江蘇徐州市、商標関連知財民事事件の訴訟調停連携体制を確立(中国保護知識産權網 2021年11月10日)

7. 北京知識産権法院、専利紛争行政調停協議書について司法確認を実施 北京初(北京知識産権法院公式サイト 2021年11月9日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 公安部、「ダブル11」商戦に備え知財犯罪の10大事件を発表(公安部公式サイト 2021年11月10日)

【華南地域】

2. 海口税関、国際郵送物の検査を強化 知財侵害貨物20万元摘発(中国打撃侵權工作網 2021年11月11日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 江蘇省無錫市、「全チェーン」知的財産権保護連盟が設立(中国保護知識産権網 2021年11月17日)

2. 中国自動車メーカー、EVバッテリー交換分野への進出加速 特許出願増(中国知識産権資訊網 2021年11月15日)

3. 北京証券取引所スタート、中小企業のイノベーションを支援(中国政府網 2021年11月15日)

○ 統計関連

1. 1~9月、上海の特許、商標登録件数などは2桁成長実現(中国保護知識産権網 2021年11月17日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. CNIPA、改正「専利質権設定登記弁法」を公表★★★

国家知識産権局(CNIPA)が11月15日、改正「専利質権設定登記弁法」を同局の公式サイトで公表した。

本弁法は2010年に施行(局令第56号)されたもので、ここ数年、専利(特許、実用新案、意匠)質権設定登記業務は新たな状況に直面しているため、今回の改正では、知的財産権分野における「放管服改革」(行政のスリム化と権限委譲、緩和と管理の結合、サービスの最適化)の本格推進を目的とし、CNIPAのより規範化され、便利、効率的な質権登記サービスを展開するための制度設計を提供した。具体的には、▽当事者の登記意思と権利を尊重すること、▽当事者が承諾の方式で専利権の質権設定登記に関する手続きを行うことを許可するとともに、CNIPAによる事後監督管理措置を強化すること、▽CNIPAによる審査の期間をさらに短縮し、より便利なサービスを提供することなどとしている。

改正「弁法」は旧「弁法」と比べて、第6、第7、第10、第11、第13、第14、第16、第19、および第20条に重要で実質的な修正があり、その他の関連条項は、順序の調整、表現の簡素化・統一などの理由により、文字修正が行われた。

(出典：国家知識産権網 2021年11月17日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/17/art_66_171450.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 第10回商標五庁(TM5)年次会合が開催 CNIPAが主催★★★

11月3日から5日に、日本、中国、米国、EU、韓国が参加する商標五庁(TM5)年次会合がビデオ会議の形式で開催された。中国国家知識産権局(CNIPA)が主催し、申長雨局長が開会の挨拶を行った。日本国特許庁(JPO)からは川上一郎審査業務部長、欧州連合知的財産庁(EUIPO)からはアーシャンボー長官、韓国特許庁(KIPO)からはモク商標デザイン審査局長、米国特許商標庁(USPTO)からはグーダー商標局長が出席した。

五庁は2021年度のTM5協力共同声明の内容について合意に達した。申局長は挨拶の中で、中国の商標関連の最新の動きなどを説明した後、五庁が協力して商標審査規則・体制の最適化、審査の質と効率の向上、デジタル化の加速、高効率な商標登録システムの整備などに取り組むことを期待すると語った。

11月3日から4日に行われた非公開会合では16の協力プロジェクトと2つの新規提案プロジェクトについて議論が交わされた。11月5日のユーザーセッションでは、各庁からの最新動向と非公開会合の成果が紹介され、ポストコロナ時代の注目すべき課題を巡って、五庁と40数名のユーザー代表による活発な意見交換が行われた。

(出典：国家知識産権網 2021年11月12日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/12/art_53_171404.html

★★★2. 国家知識産権局、非正常専利出願の代理行為の摘発を更に強化★★★

国家知識産権局（CNIPA）は、知財代理業界の違反行為を取り締まる「ブルースカイ」特別行動が全国で進められているにもかかわらず、一部の代理機構が引き続き非正常な専利（特許、実用新案、意匠）出願の代行をしていることについて、摘発を更に強化する旨の通達を出した。非正常な専利出願の件数が多く、権利の捏造などに参与した代理機構に対して業務停止命令や営業許可の取消し等を処するとしている。

また、CNIPAはビッグデータを駆使して監視、調査に力を入れ、非正常な専利出願に関する情報を収集する。各地の知財管理当局に対し、免許無しの特利代理行為を厳しく迅速に取り締まるよう求めている。

弁理士1人あたりの平均代理件数が明らかに多すぎる代理機構について、CNIPAは重点監視管理の対象リストに組み入れ、検査の頻度を増やし、代理した内容が非正常な専利出願であることが判明した場合、厳重に処分する方針であるという。

(出典：中国政府網 2021年11月12日)

http://www.gov.cn/xinwen/2021-11/12/content_5650493.htm

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 河北省、専利侵害紛争行政裁決事件の処理に技術調査官を導入★★★

河北省市場監督管理局はこのほど、技術調査官による専利侵害紛争行政裁決事件の処理への参与に関する実施弁法を発表した。複雑な専利技術事件の処理に技術調査官制度を導入することにより、技術的事実をより中立的、客観的、科学的に究明し、事件解決の効率を向上させるとしている。

「実施弁法」によると、技術調査官は、国家知識産権局専利局、省知的財産権保護センター、業界団体、大学、科学研究機関、企業などの関連分野の技術者から選出される。任期は5年である。

技術調査官の職務は主に、▽技術的事実の争点や調査の範囲、順序、方法の提案、▽調査および証拠収集の参加、▽尋問および口頭審理の出席、▽技術調査意見の提出、▽関連技術分野の鑑定士や専門家による意見提供への協力、▽合議体会議の出席、▽その他の関連作業——の7つが含まれるという。

(出典：中国保護知識産権網 2021年11月16日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/hb/202111/1966304.html>

★★★2. 北京市市場監督管理局、行政法執行分野の「十四五」計画を発表 全国初★★★

北京市市場監督管理局はこのほど、「市場監督管理総合行政法執行に関する第14次五カ年計画」を公表し、主要な発展目標を明確にした。これは、行政法執行に関する制度改革が実施されて以来、行政法執行の分野で初めて公に発表された5カ年計画である。

「計画」には、時代背景、全体構造、法執行体制の構築、重点任務と措置、保障措置などの内容が含まれ、全部で5章22節で構成されている。「計画」は、第14次5カ年計画期間中の包括的な行政法執行システムの構築における課題とチャンス进行分析し、行政法執行業務の指導思想、基本原則と計画目標を明確にした。

不正競争に関わる法執行について、「計画」は生活消費、電子商取引、ライブ動画配信プラットフォーム、医薬品販売と医療サービス、要素市場などの重点分野における法執行を強化し、市場における混同惹起行為、虚偽の宣伝、営業秘密侵害などの不正競争行為を厳重に取り締まり、経営者と消費者の合法的權益を侵害する事件に厳しく対処するとしている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2021年11月12日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202111/361135.html>

【華東地域】

★★★3. 1～10月、南京市の公証機関が知財証明事項1万2000件を受理★★★

江蘇省南京市の公証機関は今年に入り、知的財産権の創造、運用、保護、管理、サービスを巡って、公証サービスの能力と水準の向上に取り組んできた。1～10月、各公証機関が扱った知的財産権関連の公証事項は合わせて1万2000件、対象となっている知的財産権の総価値は約4億元（1元は約17.9円）に達した。

南京公証処は今年、企業の営業秘密を「フル・ライフサイクル」で守る営業秘密公証保護プラットフォームの開発に成功し、運用を開始した。11月1日までに96社の企業がユーザーに登録し、合わせて1021件の秘密データをアップロードした。また、「南京市知的財産権全プロセス保護公証法律サービス実施法案」を作成し、知的財産権のインキュベーション、創設からその運用、移転までの全プロセスにおいて公証サービスによる保護を提供するよう取り組むとともに、市場監督管理、税関、商務、外事などの行政当局や代理機構、法律事務所との連絡、意思疎通を進めているという。

（出典：中国保護知識産権網 2021年11月16日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/js/202111/1966300.html>

★★★4. 上海市知識産権局と自貿区臨港管理委員会が知財活動で交流★★★

上海市知識産権局の芮文彪局長率いる代表団がこのほど、中国（上海）自由貿易試験区の臨港新エリア管理委員会を訪問し、「臨港新エリアにおける知的財産権活動の発展推進に関する協力協定」の全面的な実施について、趙義偉副主任と座談会を開催した。

座談会では、臨港新エリア管理委員会の市場監督管理局は、知的財産権保護に関する業務進捗状況を紹介した。双方は臨港新エリアの高品質な発展を推し進め、知的財産権制度の刷新や知的財産権運用効果の向上、知的財産権サービスの供給増加、重点産業のイノベーションへの支援などについて意見を交換した。

芮局長一行らはまた、現地の企業を訪れ、第一線で活躍する企業経営者や知財担当者から、知財に関する需要やアドバイスを聞き取り、企業が関心を寄せている知的財産権保護などの問題について説明した。

（出典：国家知識産権網 2021年11月10日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/10/art_57_171319.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 深セン検察院、「知的財産権刑事法律保護活動白書」を発表★★★

広東省深セン市検察院がこのほど、知的財産権に関する刑事保護活動の状況を取りまとめた「深セン検察機関知的財産権刑事法律保護活動白書（2017～2021）」を発表した。

この白書によると、2017年から2021年8月までに深センの検察機関が受理した、知的財産権犯罪に関わる逮捕審査が1801件（容疑者3433人）、起訴審査が1705件（3169人）であった。この中で、商標権侵害事件は最も多く、全体の97%以上を占める。著作権侵害事件が全体の1.84%、営業秘密侵害事件が同0.66%となっている。

商標権侵害事件は主に電子製品、煙草、酒、アパレル、贅沢品などの製品に関わるもので、その中で携帯電話とその部品に関する権利侵害が最も際立っている。また、人工知能（AI）やモバイルインターネット、ブロックチェーンなど新業態の発展に伴い、深センでは近年、チップやビッグデータ、5G、AI、新素材など分野の知財侵害犯罪事件が増えているという。

（出典：中国打撃侵権工作網 2021年11月17日）

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202111/361560.html>

★★★2. 海南省三亜市検察院、知的財産権保護センターを設立★★★

海南省・三亜市検察機関知的財産権保護センターが11月12日、三亜崖州湾科技シティで発足した。知的財産権迅速協同保護メカニズムの確立と、イノベーション駆動型発展戦略の実施に向けて、より強力な知的財産権保護支援体制を構築するために、三亜市人民検察院と三亜市城郊人民検察院が共同で設立したものである。

三亜崖州湾科技シティは現在、国際種子産業、深海科学技術、大学シティなどの産業プロジェクトを全力で推し進めており、知的財産権の司法保護に対する需要も高まっている。三亜市検察機関知的財産権保護センターは、民事・刑事・行政「三合一」の知的財産権裁判体制に向けた活動体制を導入し、検察の職能を十分に発揮するとともに、入居企業に向けた法律相談や普及啓発活動、知的財産権

犯罪の早期警戒メカニズムの整備などに注力し、イノベーション環境、市場環境の最適化に寄与することとしている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2021年11月15日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202111/361262.html>

★★★3. 「深セン法治発展報告書」が発表 知財保護各分野の成果を取りまとめる★★★

11月10日、深セン市社会科学院と社会科学文献出版社が法治モデル都市建設に関して共催したシンポジウムで、「深セン法治発展報告書(2021)」が発表された。

シンポジウムは来場型とオンライン型で同時開催され、主催者の外に深セン大学、広州大学、深セン市司法局、羅湖区検察院、深セン市法商研究院などからの専門家が出席した。

深センは昨年、知的財産権保護の「高地」を目指し、立法や行政法執行、司法、法律サービスなどの面で新たな模索を行い、知的財産権の全面的な保護メカニズムの構築、改善に取り組んできた。

「深セン法治発展報告書」には、「深セン経済特区知的財産権保護条例」の改正、非正常な商標出願代行行為の厳罰、知的財産権保護体制の整備強化、知的財産権司法保護の強化などの取り組みに関する説明が盛り込まれている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2021年11月12日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202111/361070.html>

★★★4. 北京知識産権法院、中国初の医薬品パテントリンケージ訴訟を受理★★★

2021年6月1日に施行された改正専利法第76条に、登録申請された医薬品に関連する特許権から生じる紛争の早期解決メカニズムが導入された。これに関連して、国家薬品監督管理局と国家知識産権局は「医薬品特許紛争早期解決メカニズム実施弁法(試行)」を、最高人民法院は「登録申請された医薬品関連の特許権紛争の民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」を公布し、紛争解決の具体的な内容を規定し、北京知識産権法院を当該事件の集中管轄法院として決めた。業界では、こういった事件を「パテントリンケージ事件」と呼んでいる。

北京知識産権法院はこのほど、改正専利法施行後の初めての「パテントリンケージ訴訟」を受理した。

原告の中外製薬株式会社は、被告の温州海鶴薬業有限公司が「艾地骨化醇軟膠囊(エルデカルトルソフトカプセル)」という名前のジェネリック医薬品の販売許諾申請を、国家薬品監督管理当局に提出していることを発見した。「中国市販薬品専利情報登録プラットフォーム」の公示情報によると、被告がジェネリック医薬品に関して4.2類の特許声明を出している。原告は、被告が申請したジェネリック医薬品が自社の第2005800098777.6号特許権の保護範囲に含まれていると主張し、改正特許法第76条の規定に基づき、北京知識産権法院に訴訟を提起した。

北京知識産権法院は、原告の起訴が医薬品パテントリンケージ訴訟の法的要件に合致していると判断し、訴訟を受理したという。

(出典：北京知識産権法院公式サイト 2021年11月11日)

<https://bjzcfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2021/11/id/6365442.shtml>

★★★5. 最高人民法院、虚偽訴訟の取り締まりを本格的に展開へ★★★

最高人民法院が11月9日に記者会見を開き、「虚偽訴訟の取締業務の徹底的な展開に関する意見」(以下、「意見」という)及び10件の虚偽訴訟の典型的事例を発表した。中国馳名商標に係る商標紛争など、虚偽訴訟が発生しやすい10分野に対する取り締まりを強化する方針を明らかにした。

最高人民法院の賀小栄副院長が記者会見に出席し、関連状況を紹介した。賀氏によると、「意見」は虚偽訴訟の定義を明確にし、虚偽訴訟を特定するための「基準」を提供した。さらに、虚偽訴訟の8つの大きな特徴をまとめ、虚偽訴訟が発生しやすい10分野をリストアップしている。

具体的には、▽訴訟の対象金額が原告の経済状況と著しくかけ離れていることや、▽当事者間において、民事権益に係る実質的な争いはなく、訴訟において実際に抗弁、弁論する場面が見受けられないことなどが、「特徴」としてまとめられた。

知的財産関係では、「虚偽訴訟が発生しやすい10分野」の一つとして、「中国馳名商標に係る商標紛争」が挙げられている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2021年11月10日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-330981.html>

★★★6. 江蘇徐州市、商標関連知財民事事件の訴訟調停連携体制を確立★★★

江蘇省徐州市知識産権局と市中級人民法院（地方裁判所）がこのほど、「商標関連の知的財産権民事事件における訴訟調停の連携体制確立に関する若干の規定」を共同で発布した。双方は、知的財産権保護の円滑な連携体制の構築を共同で推し進め、商標関連の知的財産権民事紛争の適時かつ効果的な予防と、解決方法の多角化に取り組むことで合意した。

同「規定」によると、徐州市知識産権局は、知的財産権保護センターなどの知財保護支援機構が調停組織及び調停員の名簿を作成し、管理制度を導入するよう指導し、その調停活動の実施を促進する。市中級人民法院は、調停員の研修訓練を行い、調停活動で直面した法律問題の解決を支援する。双方は専門の担当者を指定して、事件関連資料の移送や調停協定履行状況などの情報共有を含む訴訟調停突き合わせの関連活動を担当させる。

（出典：中国保護知識産権網 2021年11月10日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/js/202111/1966180.html>

★★★7. 北京知識産権法院、専利紛争行政調停協議書について司法確認を実施 北京初★★★

北京知識産権法院がこのほど、実用新案紛争に関する行政調停協議書について司法確認を行った。専利（特許、実用新案、意匠）権侵害紛争の行政調停協定に関する司法確認としては北京で初めて。

事件はスマート・クリーニング機器の実用新案をめぐる権利侵害紛争で、北京市知識産権局の調停を経て当事者が行政調停協議書に調印した。その後、当事者双方は北京知識産権法院に協議書の司法確認を申請した。

北京知識産権法院は、同協議書は司法確認の法的要件に合致するものであるとし、民事訴訟法の第195条に基づいて協議書の有効性を認め、一方が協議書に定められた義務の履行を拒絶した場合、もう一方の申請者は裁判所に執行を申請することができる旨の裁定を下した。

今回の行政調停協議書の司法確認は、紛争解決における行政と司法との効果的な連携が示されたもので、知的財産権紛争解決メカニズムの多角化などに重要な意義があるとみられる。

（出典：北京知識産権法院公式サイト 2021年11月9日）

<https://bjzcfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2021/11/id/6365538.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 公安部、「ダブル11」商戦に備え知財犯罪の10大事件を発表★★★

中国最大のEコマース商戦である「ダブル11（双11）」が間近に迫る中、中国公安部は11月10日、知的財産権分野の犯罪を集中的に取り締まる「崑崙2021」特別行動の実績と10大典型的事件を公表し、偽造品を買わないよう、消費者に注意を呼び掛けた。

全国の公安機関は今年に入り、「崑崙2021」特別行動を実施し、知財侵害事件を1600件以上検挙した。インターネットを利用した10大典型的事件は、海賊版図書や食品、腕時計、アパレル、建築材料、電気製品など、さまざまな分野に及ぶ。

中国では、ここ数年、「微信（WeChat）」を利用して販売や宣伝を行う「微商」や、消費者の代わりに海外の商品を購入するソーシャルバイヤー、ライブ動画を配信して商品を販売するライブストリーミングなど、新しいデジタルビジネスが活況を呈しており、オンラインネットショッピングはすでに国民の消費の重要なルートとなっている。一方、ニセモノや粗悪品の生産販売も増えており、消費者や有名メーカーの合法的な権益が侵害され、市場の公平な秩序も著しく乱されている。

公安機関は「崑崙2021」特別行動において、人々の健康や安全に危害を及ぼす権利侵害事件、「ライブストリーミング」などの新しいビジネスモデルを利用し、詐欺的にニセモノを販売する犯罪グループなどを集中的に摘発してきたという。

（出典：公安部公式サイト 2021年11月10日）

<https://www.mps.gov.cn/n2253534/n2253535/c8200813/content.html>

【華南地域】

★★★2. 海口税関、国際郵送物の検査を強化 知財侵害貨物20万元摘発★★★

海南省海口税関は知的財産権侵害の国際郵送物の摘発に注力している。今年、同税関は郵送物の検査で合わせて28点、総額約20万人民元（1元は約17.9円）の権利侵害物品を差し押さえた。バッグや靴、衣服、ブレスレットなどが含まれ、多数の国際ブランドの商標権を侵害しているという。

税関関係者によると、コロナ禍の影響を受けて出入国の旅行者数が大幅に減少した一方、郵送ルートで摘発された権利侵害物品の数が増加の一途を辿っている。海口税関はすべての国際郵便物に対して検査機器による検査が行われ、不審な郵便物に対しては税関職員による検査を実施するなど、権利侵害貨物の摘発に注力している。

同税関は、海外へ郵便物を送る際に、税関の関連規定を理解し、知的成果物を尊重し、共に知的財産権の保護に努めようと呼び掛けている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2021年11月11日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202111/360936.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 江蘇省無錫市、「全チェーン」知的財産権保護連盟が設立★★★

知的財産権の創出・保護・運用・管理といった「全チェーン」にわたる企業間の情報共有、協力支援を目指す「知的財産権保護連盟」がこのほど、江蘇省無錫市で設立された。同連盟は無錫市知識産権局、無錫市人民法院、無錫市知的財産権保護センターの共同提唱によって設立されたもので、雅迪集団や無錫小天鵝電気有限公司などの地元の代表的な企業、及び科学研究機関が加盟している。

連盟のメンバーは知的財産権保護標準の確立や、情報共有メカニズムの健全化、重点企業との快速応答及び権利擁護通路の構築、手がかり移送プラットフォームの設立などに共同で取り組むとともに、ビッグデータなどの最新技術を駆使し、知的財産権侵害行為への対策を練るといふ。また、知的財産権サービスプラットフォームを整備し、専門的な技術問題や知財問題に対応できる専門家を招聘し、知的財産権保護及びイノベーション力、競争力の全面的な向上に向けて計画を立てるとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2021年11月17日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/js/202111/1966342.html>

★★★2. 中国自動車メーカー、EV バッテリー交換分野への進出加速 特許出願増★★★

近年、EV バッテリー交換技術は、新エネ車にエネルギーを補給する最速の方法として、中国の各自動車メーカーより注目され、多くの企業が本格的に取り組んでいる。パットスナップ社 (PatSnap) が提供したデータによると、中国のバッテリー交換ステーション関連の特許 (特許・実用新案・意匠) 出願は 2019 年の 708 件から、2020 年の千件超にまで増加した。特に、蔚来汽車 (NIO) や小鹏汽車 (シャオペン) など、中国自動車製造の新勢力がこの分野における研究開発を加速している。

PatSnap の統計によると、これまでに中国はバッテリー交換ステーションの分野で 4629 件の特許出願があり、そのうち 2650 件が特許出願である。出願ランキングの上位 5 社は、蔚来汽車 (NIO)、奥動新能源 (Aulton)、国家电网 (State Grid)、藍谷知恵エネルギー、北汽新エネルギー (BAIC) の順となる。なお、2020 年は当該分野の特許出願が最も多い年で、特許出願が 1007 件あり、2018 年と 2019 年はそれぞれ 668 件と 708 件あった。

中国自動車大手の吉利 (Geely) もここ数年、バッテリー交換分野への進出を加速させている。吉利商業車集団は先日、新エネ大型トラックの新モデルを発表すると同時に、大型トラックのバッテリー交換ステーション事業に正式に参入すると発表した。企業情報アプリの「企查查」によると、吉利はこれまでバッテリー交換技術分野で 247 件の特許を出願しており、そのうち 120 件以上が既に権利を取得しているという。

(出典：中国知識産権資訊網 2021年11月15日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=131754

★★★3. 北京証券取引所スタート、中小企業のイノベーションを支援★★★

2ヶ月間の準備期間を経て、北京証券取引所は 15 日、正式にオープンし、取引を始めた。

北京証券取引所の誕生は、中国の証券取引所を一つ増やしただけでなく、「サービス・イノベーション型の中小企業を支援する」という目標を目指し、資本市場改革という大きな責任を担っているという。現在、中小企業は中国の技術イノベーションの成果の 70%以上を貢献し、新製品の 80%以上を生み出しているが、得られる直接融資がとても十分とは言えない。このため、資本市場の改革を深め、より多くの中小企業の成長をサポートし、イノベーションの潜在力を引き出すことが急務となっている。

初日には、イノベーション型の中小企業の代表である 81 社が集的に上場した。その中で、87%の企業は先進製造業、現代サービス業、ハイテクサービス業、戦略的新興産業などの分野に集中し、う

ち 17 社は専精特新（「専門化・精密化・特徴化・革新化」という 4 つの優れた特徴を備える）「小さな巨人」企業であるという。

（出典：中国政府網 2021 年 11 月 15 日）

http://www.gov.cn/xinwen/2021-11/15/content_5650918.htm

○ 統計関連

★★★1. 1～9 月、上海の特許、商標登録件数などは 2 桁成長実現★★★

上海市は 1～9 月の専利（特許、実用新案、意匠）、商標の登録件数などの主要統計データはいずれも、2 桁成長を実現した。

専利登録件数は合わせて 12 万 2900 件に達し、前年同期に比べて 21.19%増加し、この中で、特許の登録件数は 2 万 5200 件、同 52.44%増加した。特許協力条約（PCT）に基づく国際出願件数が同 31.81%増の 3336 件、9 月末時点の有効特許が同 17.57%増の 16 万 6100 件、人口 1 万人あたり特許保有件数が 66.79 件となっている。

商標の出願件数は前年同期比 14.69%増の 42 万 5800 件、登録件数は同 39.08%増の 31 万 700 件。9 月末時点の有効登録商標は 201 万 6400 件、同 21.29%増加した。

（出典：中国保護知識産権網 2021 年 11 月 17 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202111/1966330.html>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG（Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ）は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved